

アメリカの対日政策における宗教概念をめぐる

中野 毅
(駒橋大学)

近年、占領軍の文書が解禁となり、その研究が色々な形で進められている。占領時代当時の状況というものがますます詳細に解明され、アメリカの対日占領軍政策の作成過程であるとか、GHQ内部の動き等についても、かなり分かってきた。しかしながら、「宗教の自由」のような宗教政策についての詳細な検討と、占領政策全体の中で宗教問題が占めている重要性についての、正面から取り組んだ研究というものは、まだ少ない。

この問題についての先行研究は非常に少なく、当時、CIE (GHQ民間情報教育局)のもとで、日本という係長レウエルのいわば下級幹部であったウッダードの『連合国による日本占領と日本宗教』^[1]という著作が、体系だったものとしては、唯一であるといって過言でない。そして占領文書が解禁になったことにより、そのウッダードの所論の不十分な所の指摘や再検討などが、例えば、明星大学の高橋史朗氏などによって始まっている段階である。

しかし、現段階においても、いくつかの更に厳密な研究を必要とする疑問点が持ち上がって来ている。その一

つが「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する指令」（以後「神道指令」と略。資料9）によって命じられた「政教分離の原則」をめぐる問題である。

例えば、前述のウッダードはその著書の中で、「この『政教分離の原則』というのは『降伏後におけるアメリカの初期対日方針』（以後「初期対日方針」と略す。資料5）では全く触れられておらず、神道の国からの分離が公式の政策となったのはかなり唐突であった。これが初めて公にされたのが、一九四五年の国務省の極東局長ウインセント（John Vincent）によるラジオ放送（資料4）である。それを聴いて、みんなびっくりした。占領軍もびっくりした⁽²⁾」というような話が出ている。

さらにウッダードは「降伏文書にも『降伏後の初期対日方針』にも『神道』という言葉は見られないのであって、宗教政策に関する提案は『信教の自由』の確立をうたっていることと、軍国主義や極端な国家主義が宗教の美名に隠れることを禁止していることの二点であって、それだけである。占領軍はこれらの意味を解釈することによって、神道に対する制限の根拠と為すことが出来た。占領軍の宗教行政は、ほとんど現場に一任された形であったと言つてよいだろう⁽³⁾」と述べている。

更に、例えばこの当時やはりCIEのスタッフであったホールなどは、国教としての神道は禁止するというワシントンからのこのような見解というのは、総司令部にとつては「大変な驚がく」であり、「気違いじみた信号の変更」であったと述べたという。「このように国務省を中心とするアメリカ政府と、総司令部との間には、宗教政策上の大きな認識のズレがあった⁽¹⁾」ということになる。高橋史朗氏は、そういう宗教政策上の認識のズレを克服する為に、バンス（Lt. William Kenneth Bance. CIE宗教資源課の宗教問題担当スタッフであったバンズ大尉）は、「アメリカの国務省の方針には全く含まれていなかった絶対的『政教分離原則』を採用し、個人の

宗教としての神道には干渉しないが、国家と宗教、特に神道を完全に分離することによって、この矛盾を止揚統一する方策を考え出した」と述べ、バンスの個人的創意によるところが大きかったことを強調している。また、作成者自身がその意味で誤りを認めているような「神道指令」は、日本の宗教、神道に対する理解を正しく捉えていなかったものであり、従って、「作成者自身が誤りを認めている『神道指令』を絶対視し、日本国憲法を『神道指令』の絶対的政教分離原則の精神で解釈しようとする傾向があるが、このような解釈は神道指令の趣旨にも反するものである。」と結論づけている。

確かにアメリカの対日政策における宗教政策に関してはいくつかの問題点があり、それを現状において整理すれば次の三点になる。

一、GHQとアメリカ国務省、または統合参謀本部(JCS)との間に、占領政策についての意志の疎通に欠けている面があり、問題意識の相違、または政策上のズレがあったような印象を受ける。

二、神道の国家からの分離政策というものが、本国からの強い指令によって、やむなく行ったような印象を受ける。

三、「政教分離の原則」の導入というものも、バンス等の現場サイドの「苦肉の策」である。あるいは、恣意的に取り入れられたもののようにも受け取れる。

これらの疑問点に対し、ここでは、アメリカの対日占領政策の形成過程での論議に遡り、対日宗教政策がアメリカの対日戦略のどのような段階で、どのような基本的内容として形成されてきたものなのかということを考えていくことにする。特に第一に、この「信教の自由」という問題がどのような意味で考えられていたのか。そして第二に、その問題との関連で「政教分離の原則」というのは合衆国政府の中において、どの段階で、どのよう

に考えられていたのか。また第三に、その「信教の自由」と「政教分離の原則」という二つの要素がどのようにして結びついていったのか、という諸点に焦点をあてて考察してゆきたい。それらに焦点を当てて考えてゆくことにより、アメリカ政府とGHQ、特にバンスの「神道指令」との政策上の一貫性はあったのか、という問題を。それから「神道指令」の独自性は何か、そして、その意義は何か、という問題をも併せて考察していくことになる。

二

まず最初に「信教の自由」の「意味」の問題から入っていくことにする。

占領政策の中において「信教の自由」ということが非常に高らかに、そして常にうたわれている。例えば、有名な「ポツダム宣言」(資料3)の第10項の後半部分には「言論、宗教、思想の自由は基本的人権の尊重と共に確立されなければならない」とうたわれ、前述の一九四五年八月二十九日、占領が開始された直後に公表された占領政策文書である「初期対日方針」(資料5)においても、そのPart IIIの部分において「宗教的信仰の自由は占領後直ちに宣言されなければならない。同時に超国家主義的かつ軍国主義的組織や運動が、宗教の仮面の背後に隠れることは決して許されなことを、日本国民に明らかにしなければならぬ」と、極めて強く主張されている。また、さらにもう一つ、一九四五年十一月三日付けというかなり遅くなってから発令されたことになっており、また一般にはあまり公表されていない重要な文書である「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」(以後「基本指令」と略す。資料7)の中には、占領目的が明確に打ち出されているが、そのPart I-fである

「Political Activity」の(e)項においても「宗教的信仰の自由は、日本政府によって早急に宣言されなければならぬ」と強調し、それから「占領政策の妨げにならない範囲において、言論、出版、集会の自由は確保される」と述べられているのである。

このように、日本の占領政策を定めた「ポツダム宣言」「初期対日方針」「基本指令」の三つの重要文書には、共に「宗教の自由」が高らかにうたわれており、特に最後の「基本指令」においては、「言論、出版、集会の自由」は占領政策の妨げにならない範囲で許すという条件付きであるのに較べ、「宗教の自由」に関しては全く無条件でそれがうたわれているのである。その点が非常に面白い特徴であるといえる。そこでまず、何故、一体いかなる意味においてこの「宗教の自由」がかくも重要視されていたのか、何故これほど強調されていたのか、という点を考察の出発点としてみたい。

ルーズベルトの有名な「四つの自由宣言」(資料1)というものがある。これはアメリカ政府における日・独・伊の三国に対しての、いわゆる対枢軸国戦略の出発点であり、また枢軸国に対する原理的な原則の表明である。一般的にみなされているものである。「宗教の自由」がいかなる意味を持って語られていたのかを考察するには、少なくともこの出発点から見直してみる必要がある。

この「四つの自由宣言」は、一九四一年一月六日に提出された第七十七回連邦議会への年頭教書(The Annual Message to the Congress)において表明された。前年の末にアメリカ史上初の三選を果たしたにルーズベルトは、対独戦線には参戦しないという公約をしていたが、そろそろ本格的にアメリカが参戦しなければイギリスも危なくなってきた段階であった。そのような状況の中で、ルーズベルトは一九四〇年十二月二十九日に「アメリカは民主主義の大兵器工場となる」という有名なラジオ演説を、特にイギリス国民へむけて放送した。

続く翌月の一九四一年の一月には「武器貸与法」を議会へ提出しており、これは三月にも発効し、いよいよアメリカは直接には参戦しないが連合国諸国へ対し、武器の援助を大々的に始めるといふ段階へ入っていくことになる。つまり、この当時のアメリカは一九二〇年代から続けてきた孤立主義をついに放棄し、本格的に対枢軸国戦争に取り組み意志を表明し始めた時期であり、その状況下での年頭教書なのである。

この中でルーズベルトは、合衆国の基本的な認識として、ヨーロッパ・アフリカ・アジアにおける戦乱を、ひとつの世界的闘争の各部分であるとの観点にたち、日本・ドイツ・イタリアの三国は、民主主義勢力に対抗する共同作戦を展開しているととらえた。その認識を強調し、さらに、これらの枢軸国に支配されたヨーロッパとアジアが、合衆国に対する包囲網形成の爲の巨大な足場、巨大な保塁になること、すなわち、この大戦は二つの海の遙か遠隔の地で始められているけれども、それは、アメリカの包囲網の構築という危機を徐々に生み出しているのであるとして、国民にこの危機への覚醒を促している。その上で、アメリカ政府が目指すべき戦後世界の基礎というもの、つまり戦後世界というものはこのような原則に基づいて構築されるべきであるということ述べているのが、続いて述べられた「四つの自由」宣言なのである。

「四つの自由」とは、「言論・表現の自由」「信教の自由」「欠乏からの自由」「恐怖からの自由」と考えられており、信教と言論・表現の自由が保障され、欠乏と恐怖から人類が解放される世界を目指す、というアメリカ政府の意志というものが国の内外に対し表明されたことになる。そして、それ以後、国務省においても、この宣言が戦後世界を構想する基本原理となつていたのである。

この宣言の特徴は第一に、世界的規模の対枢軸国戦略が考えられている点であり、第二には、軍事的戦略のみでなく、政治的・経済的・文化的な分野に渡る総合的な国家安全保障と対枢軸国戦略が考慮されている点をあげ

ることが出来る。また第三に、ファシスト勢力と民主主義勢力という、思想的にも制度的にも相入れない二陣営の対決という、文明闘争史的な立場が強調されている点にも、この「四つの自由」宣言の特徴を見ることが出来る。

この文明闘争史的立場との関連で見逃すことの出来ない問題が、「信教の自由」の意味する内容である。ルーズベルトのいうところの「信教の自由」は、一般的、または普遍的な意味においての「信教の自由」を意味してはいない。彼のいうところの「信教の自由」とは、「全ての人々が自分自身の方法で神 (The God) を崇拝する自由」つまりキリスト教的な「信教の自由」という意味なのである。そしてその点を考えることにより、「ファシスト勢力」対「民主主義勢力」という、これら二つの文明史的対決ということの意味内容も明らかになる。すなわち「文明」というのは、キリスト教とそれに基づく政治的・社会的秩序としての民主主義であり自由主義である。それに対しての「野蛮な異教徒の世界」ということであり、極めて明確な二分法的認識をそこに見てとることが出来る。そして、この「文明」がやがて勝利するであろうという確信表明として常に語られていたのである。もちろん、これは戦争政策であり、従って自国の正当性を主張するという側面もあるが、いずれにしても、そういった意味内容で語られていたということは考慮しなければならない点である。

また、この文明闘争史的立場というものは、単にルーズベルトだけではなく、当時の国務長官であったコーデル・ハルにおいても同様のニュアンスでもって語られていた。それは既に一九三九年九月一日の時点において、つまりドイツがポーランドに侵入した直後に国務省が召集した緊急会議においてであった。この席上ハルは、「この大戦というのは、我々が知るところの文明の終えんをもたらしかねない長期的で深刻な戦い」であり、「かつてない程の死と、悲惨と破壊とが繰り広げられるであろう」というキリスト教的な終末論的表現を使って語って

いたと伝えられている。同時に、そこには強い黙示録的な希望の表現があり、「そうした糜虚の彼方に、我々が長年に渡って信奉してきた正義と民主主義と自由貿易の福音、それが地上に実現される日が必ず来るであろう」と、國務省のメンバー達に呼び掛けたといわれている。

さらに、やはりキリスト教的な意味において「信教の自由」が語られていたというを示す証拠として、ルーズベルトが行った「国民へのラジオ放送」(資料2)をみてみたい。これは一九四一年五月二十七日、つまり日米開戦の半年程以前にルーズベルトが再び戦後世界の構想について触れたものである。この中で彼は、「新しい時代に侵略思想が再び芽生える事がないように、世界を改革する」というアメリカ政府の決意を国民に表明して、次のように語った。「今日、世界は二つに分割されている。人間の隷属と人間の自由とに。また異教徒の野蠻(偶像崇拜者の残忍性)とキリスト教的理想とにである。我々は人間的自由を選択する。それこそがキリスト教的理想である。我々は一時たりともその勇氣、またはその信仰において揺らぐ事はない」。そして、ヒットラーの支配する世界は容認出来ず、さらに一九二〇年代におけるような「ヒットラー主義の種子が再度植えられ、発芽する事がないような世界を我々は目指す」ことを強調した後、「我々は言論と表現の自由、全ての人が自分自身の方法で神を崇拜する自由、欠乏からの自由、そして恐怖からの自由とに捧げられた世界のみを受け入れる」と再び主張したのである。

以上みてきたように、「四つの自由宣言」における「信教の自由」というものは、いまだにこの段階においては普遍的な意味でのそれではなく、あくまで枢軸国の世界に対するキリスト教信仰の優位性とそれに基づく文明の優位性を含意するイデオロギーとしての主張であった事が理解されるのである。

また、この放送においては、枢軸国の抜本的な改革をこの大戦を通して目指すという決意が強く主張されてい

るのも特徴であった。他の演説においては、世界を恒久的に治療する、「Cure (治療する)」という極めて強い言葉が使われている。つまりこの侵略戦争を始めた枢軸国を徹底的に治療するぞ、というアメリカ政府の強い決意をというものが表明されているのである。そしてこのような目標というものを、いかなる手段で、またいかなる原理において達成するかという点に関しては、この後、日米開戦直後の様々な演説の中において、次第に明らかになってくる。

日米開戦の後に、ルーズベルトは戦後の対枢軸国政策についてより具体的に語り始める。例えば真珠湾攻撃の翌日の演説では「国際的規模でなされる残忍行為の根源というものは、それが何処に存在しようとも、完全に、徹底的に破壊されなければならない」と述べた。つまり「枢軸国の侵略性の温床というものを徹底的に破壊し尽くす」のだという強い意志を表明している。そして、そのための方法として「三つの原則」が提出された。それはまず第一に、「完全な非武装化」である。つまり「日・独・伊のこれら三国は、再度、しかも不可避免的に世界征服の野心に燃えて行動を開始するであろう。だからこれら三国は、長期間に渡って武装を解除されたままにしておかなければならない」という方針を表明しているのである。

第二番目は、「侵略思想の根絶」である。つまり「世界に災禍をもたらしている哲学を枢軸国は放棄しなければならぬ」とし、また、「この哲学でもって教育する事をやめなければならない」という事を明確に述べている。この「哲学」の意味している内容は「超国家主義」及び「軍国主義思想」を指している事は明らかであり、同時に、軍事的膨脹主義の重要な根源の一つが「思想及び思想教育」にあると考えられていた明確な証拠でもあるのである。

そして三番目に挙げられているのが「独裁的政治形態の解体と根絶」という方針である。ルーズベルトは超国

家主義の形を三つの形態として分類した。つまり、イタリアのファシスト型、ドイツのナチ型、そして日本の軍閥型とであり、この三つの政治形態が、超国家主義の政治形態であるとした。そしてこれらは「一般大衆の政治的自由の縮小と、一部指導者による権力掌握の結果として発展してきたものである」とし、この独裁的な政治形態のメカニズムこそ、枢軸国の対外侵略の源泉であると考えたのである。

以上、これらの検討から次の三点が明らかとなってくる。

まず第一に、この「信教の自由」というものは、単に、確立されるべき基本的人権の一つであるというような普遍的原則として、必ずしも考えられていたものではなく、何よりもまず、彼等の文明闘争史的立場とキリスト教的世界観のうえから、打倒すべき異教徒の世界にとつて代わるべき、正義と福音に満ちた世界という重要なイデオロギー的かつ政治的原理であったのである。そういった意味において語られていたからこそ、この「信教の自由」が常に声高に、かつ無条件で叫ばれた一つの理由があったのではないかと考える事が出来る。

また第二番目には、従って彼等はこの戦争というものを、キリスト教的な意味における終末戦争に擬して考えていたといえ、それほどに、彼等のイデオロギーと宗教的理想に基づいた世界の抜本的な改革が目指されていたという点である。

そして第三番目として、二度とこれら枢軸国側が侵略戦争を始める事のないように、その侵略性の源泉と、その温床であった侵略思想と独裁的政治形態との結合物、それらの根絶というものを戦いの当初から目標としていたという点である。日本の場合のそれは、軍部による政治支配すなわち軍国主義体制、天皇制、そして天皇崇拜と結び付いた国家神道体制とに相当し、これら三つの結合こそが問題とされていたのである。従って、この三つの結合物の構造的解体というものを最初から目指していたといえるのであり、それはある意味では必然的に導き

出される政策であった、と考える事が出来る。

以上がルーズベルトを中心とするアメリカ最高指導者達の考えから出てくる一つの対日政策の原型、あるいは基本方針であるという事が出来る。それでは次に、我々の二番目の問題関心である「政教分離の原則」に関する問題を考察してみたい。

三

今まで述べてきたようにキリスト教的文明史観の色彩が非常に強かった「信教の自由」という概念が、実際の実務家レヴェルで作成された占領政策の中では、どのように反映されていたのか、また採り込まれていったのかという問題がある。天皇制・国家神道・軍国主義体制の結合体の構造的解体という当初の目的からいって、侵略性の思想的温床であると見なされた神道と国家との結合を厳格に分離していく政策は、冒頭に挙げておいたような、現場サイドが思いついた苦肉の策であったのではなくして、原理的には比較的早い段階から考えられていたのではないかという事が当然、予想される。従って、この「分離政策」が合衆国政府の占領政策形成過程において、どの段階でどのように考えられていたのかという問題をまず考えていかなければならない。そして、それを通して、最初の問題である「信教の自由」という概念が、どのように捉えられていったのか、という点を再度考察していくことにする。

通常「神道指令」の作成に関し、その直接の引金になったばかりではなく、その内容に決定的な影響を及ぼしたのが、前述したヴァインセント國務省極東局長によるラジオ放送(資料4)であるといわれている。一九四五年

十月八日にワシントン発AP電によって伝えられたこのラジオ放送に対し、総司令部が非常に驚いたといわれている。そして、一九四五年十月十日には、総司令部政治顧問アチソン (George Acheson, Jr.) の名で、国務省に問い合わせの電報を打った。その問い合わせに対して、十三日付けでバーンズ国務長官 (James F. Byrnes) から返答があった。つまりウィンセントによるラジオ放送はこういった内容であったのだという回答である。この回答で重要な点は、この放送は「初期対日方針」のパラフレーズ、つまり「言い換え」であるといっている点である。そしてそれは次のような内容であるとしている。

「神道は、それが個々の日本人の二宗教である限り干渉される事はない。しかしながら、それが日本政府によって指導され、また政府によって上から強制された手段である限り、それは廃止されなければならない。人々は、国家神道 (National Shinto) を支える為に税を負担しなくてよく、神道は学校において存在する場を失うであらう。国教 (a state religion) としての神道、すなわち国家神道はなくなるであらう。この点についての我々の政策は神道を超えている。日本の軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーの宣布は、如何なる形態であらうと完全に禁止され、日本政府は国家神道体制の財政的その他の支援を停止するように命ぜられるであらう」⁽¹⁾

この回答が非常に大きな驚きをもって受け止められたわけである。ここでは「国家神道」というものが、日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの重要な一端を担っているという認識の上で、第一に「国教としての神道を廃止する」、第二に「政府による財政的その他の援助を停止する」、そして第三に「教育から神道的要素を除去する」、ただし、第四として「日本人個人の宗教としては認められる」という四点が主張されている。

研究上の問題は、「初期対日方針」の言い換えである、という点である。実際の「初期対日方針」には、これらの内容については全く触れられてはいない。従って、言い換えであるという意味がよく分からなくなる。であ

るからウツグードが、「初期対日方針」では全然触れられていない原則がこの放送で述べられたとして、どこからこの方針が出てきたのか、と驚いた理由もよく分かる。そして「神道指令」の起草者であるパンスは、CIE局長だったダイク代将にこの返電を渡され、それから「神道指令」の作成に取り掛かったと言われている。

この問題を考える場合に、まず、一体このウィンセントによるラジオ放送は何の言い換えであったのか、という事を考えなければならない。これは正確には、「初期対日方針」の言い換えではなく、「基本指令」(資料7)の言い換えなのである。つまり、前述の「基本指令」の中における Political Activity の(a)には「日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣布及び宣伝は、如何なる形態においても禁止され、完全に抑止される。連合軍総司令部は日本政府に国家神道体制への財政的、その他の支援を停止するよう要求しなければならぬ」という文言があり、これはラジオ放送の内容とほとんど一致しており、同文であるとさえいえる。であるから、これは「基本指令」の言い換えであったと推察できる。

また、「基本指令」の第一部、Part I というのは、すでに三省合同委員会(SWNCC || 国務省・陸軍省・海軍省の三省合同委員会の略称)の下部機関であるSFE(極東小委員会)と、JCS(統合参謀本部)のJCAC(統合民生委員会)とが共同で作成したものであり、既に一九四五年九月一日に完成している。最終的な占領政策はJCSで作成し、SWNCCがそれを承認する形をとっており、つまりSWNCCが占領政策の最終決定機関であったが、この「基本指令」は九月十七日にはJCSで承認され、九月十九日にはSWNCC文書の52の3として既に決定をされていた。その後、一部附加されたりした後、最終的に十一月一日にSWNCC 52の7という文書として決定され、あわせてこの「基本指令」は非公開だという事も決定されていたのである。従って、八月二十九日に指令として出されている「初期対日方針」とほぼ同時期にあたる九月一日には「基本指令」も一応

の完成をしていたことになる。つまり、大統領の承認を正式に受けた数少ない対日政策文書の一つである「初期対日方針」を基本原則とし、更にそれを実施していく為の細則のようなものとして、この「基本指令」が考えられていたという事。その両者が、いわば一体となって考えられていたという事が明らかになったのである。非公開であった為に、ウッダード等の総司令部の下部の職員達が、「基本指令」の存在を知らなかったという事は充分に考える事が出来る。従って、この「基本指令」によって述べられている精神、すなわち、その言い換えであるといわれたヴィンセントの国家神道に対する厳しい態度は、この段階で既に確定していたとみなすことが出来る。

では次に、この「基本指令」の原則というものは、いつの段階で出来ていたものであるのか。これについては、「日本―信教の自由」(資料8)という政策文書案が存在する。これはアメリカ国務省戦後計画委員会(PWC Post War Committee)によって一九四四年三月十五日の段階で作られていた文書である。この文書の内容上の重要な点は、日本の軍国主義者達は、無害で原始的かつアニミズム的なオリジナル神道に、今日の狂信的で愛国的・好戦的な日本を形成する為に、軍国主義者によって利用されたナショナル・スティック・エンペラー・ワシントン・カルト、つまり国粹主義的天皇崇拜カルトというものを、その上に被せてしまったのだとしている点である。従って、この文書は古代的神道(Ancient Shinto)またはオリジナル神道と、国家神道(National Shinto)というものを明確に区分する必要を強調している。このような分析の上で、提言の部分においては神道を三つの種類に区分し、「信教の自由」の確立と「軍国主義」の排除という占領目標を充たそうとしている。第一は大半の古くからの神社であり、それはローカルな祭祀であり、厳密な意味での宗教的神社であると見なせる。第二は伊勢神宮などのように天照大神を奉る古代からの神社であり、これは国家主義的なシンボリズムによつて

過度に覆われてはいるが、古代からの宗教的神社である。そしてこれら二種類の神社は存続を許してもよい、と提案しているのである。第三番目が問題であり、これがいわゆる靖国・明治・乃木・東郷神社などの、国家的英雄の崇拜を目指して近年建てられた神社であり、これはアメリカの理解する宗教概念における宗教的信仰の場ではなく、また日本政府も「国家神道は宗教にあらず」といつているので、これらの神社は「信教の自由」に抵触する事なく閉鎖する事が出来る、と提案した。そして、ただし強制的に閉鎖する必要は必ずしもなく、その代わりに大規模な儀式や示威行為や集会などを禁止し、スタッフ等を解雇し、国家財源からいかなる支払いも受けてはならないという原則を確立すればよく、またこの国家主義的神社であっても、個人の崇拜の対象としては存続を許しておいてもよいのではないかと提案しているのである。

この文書には、国家主義的神社であっても強制的に閉鎖する必要はなく、人員と財政の面での援助がなくなれば、すなわち、神道を国家から分離すれば、個人の崇拜の対象としては存続するかもしれないが、軍国主義の温床となった国家と天皇崇拜と神道の結合物という構造は解体し、危険はなくなるであろうという、他の文書に較べるとやや楽観的なトーンが存在することは事実である。しかし、この地点からもう一度ヴィンセントのラジオ放送までを見直してみると、いくつかの点で政策上の一致点かなり認められることも明らかである。

例えば、個人の信仰としての神道と、国家と結びついた神道とを区別し、その前者の存続を許し、ヴィンセント等が主張するように国家と結びついた神道は廃止すべきだとする点。いずれにしても、その両者を区別することという捉え方。また、国家財源からの援助の停止を主張している点など。そこには一貫したものと違うところがある。また、このヴィンセントであるが、彼は国務省案の段階ですでにスタッフの一員として起草に署名がされている。また占領政策の最終決定機関であった三省合同委員会の委員にもなっていた。その意味で、

人員としてもこのウインセントが一貫して宗教政策に携わっていた事になり、それらの点を考えてみるならば、基本的にアメリカ政府内部での対日宗教政策というものは國務省戦後計画委員会の政策案以来、一貫性の存在する政策であったという事が出来るのである。ただ、ウインセントの放送場合には、国家神道の処罰的廃止という側面が強調されていたことは事実である。

四

こうして、日本に対する態度は、ルーズベルトが一番厳しく、三省合同委員会、國務省と、順を追ってより穏やかになっている。しかし、三者ともに共通している点は、いずれも「独裁的な政治形態」と、それを鼓舞する「哲学との結合物」また、そのような哲学の「教育」が問題とされていたという点である。従って、それらの「構造的解体」と「根絶」という方針は、初期から考えられていたと考えるのが妥当である。つまり「神道」と「国家」というものを「切り離す」政策というものも、その基本的な方針から、ある面で必然的に導き出された政策であったと考える事が出来るのである。

個人の宗教としての神道と国家神道との明確な区別。個人の宗教としての神道はその存続を許し、後者のみを問題にしている点。それから公的財源による援助の停止等の点についても、國務省案以来の方針であった。従って、バンスによる「神道指令」の内容は、アメリカ政府の政策と、基本的には論理的な一貫性を伴っており、現場サイドの苦肉の策であるとか、恣意的な作であるとは必ずしも言うことは出来ない。

しかも、このバンスの「神道指令」は、厳しく国家神道の廃絶を求めたウインセントの放送内容に較べると、

いわゆる国家神道の神社であっても、私的な宗教団体としては存在出来る方途を開いているわけであり、その点では国務省案の復活であるとさえいえる。

そしてその根拠として「宗教の自由」と「宗教の法の下での平等」とをうたい、それを保証し、かつ宗教が政治的に利用される事のないように「政教分離の原則」を明確に打ち出したのである。つまり、単に、国教としての神道を認めずという、国家と神道という特定の宗教との分離だけではなく、宗教一般と国家との分離、すなわち「政教分離」という普遍の原則を導入しており、この点はまさにパンスによる所が大きいといえることができる。ここにこそパンスの「神道指令」の真骨頂があるのである。

更に、ルーズベルトによる「宗教の自由」の概念というものは、原理的な意味においてのそれではなく、キリスト教信仰の自由に過ぎなかつたわけであり、その点を考えるならば、その方針が最後まで政策として貫徹されたならば、その帰結は日本のキリスト教化だつたのではないかと考える事が出来る。マッカーサーの個人的目標の一つが、そのように日本のキリスト教化であつた事は周知の通りであり、また、総指令部の資料を見ていくと、宣教師の出入国に関する詳細な記録が残っており、その意味で総司令部が宣教師の活動を積極的に背後から支援していたという事がありありと判る。

国務省案により、この「宗教の自由」という概念が、ルーズベルト的な意味における「キリスト教信仰の自由」という意味ではなく、より原理的・普遍的な意味での「宗教の自由」概念として、ある意味では正しく組み込まれたと言ふことができる。そして、その際に国務省内部にいた知日派と呼ばれる人々が果たした役割は、非常に大きいものであつた。彼等の日本の宗教的伝統に対する深い理解と尊重の態度がなかつたならば、こうした普遍的原理の導入という事は不可能であつたであらう。

そうして、バンスもその一人であつたのであり、彼はまさに國務省案に見られる日本の宗教的伝統に対する融和的方針と、大統領、統合参謀本部、特にマッカーサーのラインにおける神道への厳しい方針と、そして日本をキリスト教化したいという暗黙の方針というもの、それら両者を巧みに止揚していく道を生み出したという事が出来るのである。つまり、バンスによる「神道指令」によって、いわばその両者の道を閉ざし、より普遍的で理想的な新しい道が切り開かれたのである。

〔資料1〕「四〇〇自由宣言」(“The Annual Message to the Congress”, January 6, 1941, in *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, 1940 Volume, Macmillan, 1941, pp.653-672.)

〔資料2〕「国民へのラジオ放送」(“Radio Address by the President”, May 27, 1941, in *The Department of State Bulletin*, Vol. IV, pp.647-653.)

〔資料3〕「ポツダム宣言」(Potsdam Declaration, 7. 26, 1945)

〔資料4〕「マンセンへのラジオ放送」

〔資料5〕「初期対日方針」(“降伏後における米国の初期対日方針” United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, 8. 29, 1945, SWNCC150/4)

〔資料6〕SWNCCを中心とする対日占領政策決定機構

〔資料7〕「基本指令」(“降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令” Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, 11. 3, 1945, SWNCC52/7, JCS1380/15)

〔資料8〕「日本—信教の自由」(Japan: Freedom of Worship, 3. 15, 1944, PWC115, CAC117)

〔資料9〕「神道指令」(Memorandum for the Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto to Kokka Shinto, Jinja Shinto, SCAPIN 448, 12. 15, 1945)

注

- (1) William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*, Leiden, E. J. Brill, 1972 (國語英訳「天皇と神道—GHQの宗教政策」サトル出版会、1988年)。
- (2) *Ibid.*, pp.54-55.
- (3) ウッドワード「連合軍の占領と日本の宗教」『国際宗教ニュース』第5、6号、国際宗教研究所、1972年、73—4頁。Woodard, *op. cit.*, pp.14-17.
- (4) 高橋史朗「神道指令の成立過程に関する一考察」『神道宗教』第115号、60頁。
- (5) 同前、70頁。
- (6) 同前、72頁。
- (7) 五百旗頭 真『米国の日本占領政策』中央公論社、1985年、上5頁。
- (8) "Address by the President to the Nation", broadcasted from the White House, December 9, 1941, *The Department of State Bulletin*, Vol. V, No. 129, p.479.
- (9) "Message of the President to the Congress on the State of the Nation", delivered before a joint session of the two Houses of Congress, Jan 7, 1943, *Ibid.*, Vol. III, No. 185, p.20.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, p.145.
- (12) *CIE Records, Box No. 5059, Sheet No. C-0001*, 国会図書館現代史資料室所蔵。
- (13) 鈴木英一「日本占領と教育改革」勁草書房、1983年、44頁、参照。

付記：本稿は、昭和60年度から三年間にわたる文部省科学研究費補助金による総合研究(A)「連合軍の日本占領と日本宗教に関する基本的研究」(代表者・井門富二夫)の研究成果の一部である。なお、この研究と成果は、『占領の日本宗教』全2巻として、本年度末、未来社より発刊の予定である。筆者も本稿で述べた問題を、「アメリカの対日宗教政策の形成」と題して、より詳細に論じている。